

## 第三次循環基本計画中の取組～「質」にも着目した循環型社会の形成に向けて～

第一次循環基本計画の策定から10年。第三次循環基本計画では、第一次計画のときに掲げられた廃棄物の発生量の抑制、最終処分場の残余容量のひっ迫などの問題に係る目標が達成されたことを前提として、目標達成の内容、すなわち取組の「質」にも着目していくことが打ち出されました。

### PLAN 1 2Rの取組がより進む社会経済システムの構築

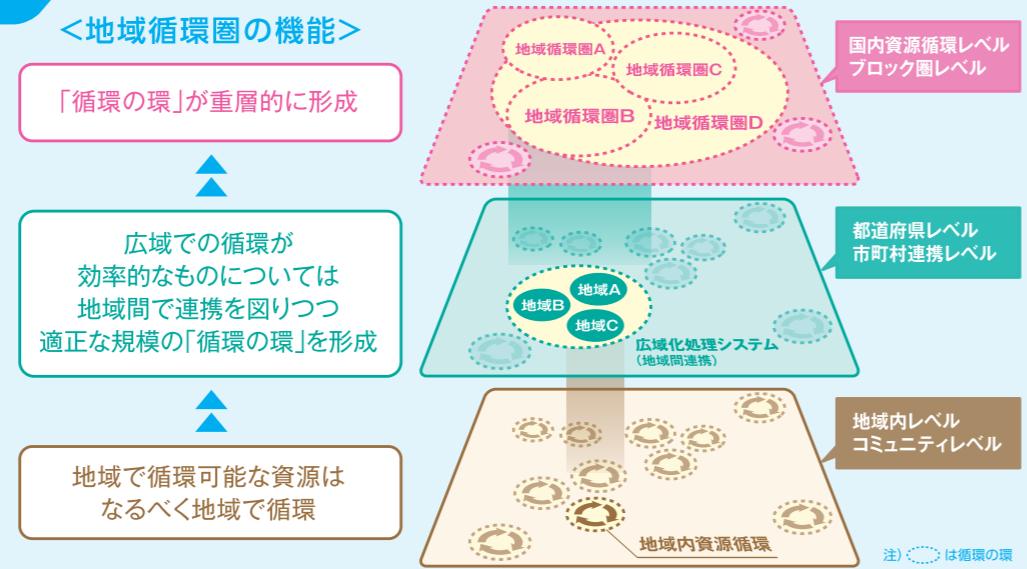
これまで以上に循環型社会の形成に向けた取組を進めていくためには、リサイクルの高度化に加え2R(リデュース・リユース)の取組を一層進める必要がある。そのためには、たとえば、川下の消費者のライフスタイルの変革に加えて、容器包装の削減・軽量化、長期間使用することのできる製品の開発、リターナブル容器の利用等の川上の事業者による取組

を社会的費用にも配慮しつつ推進することが必要。また、リユースを主要な循環産業の一つとして位置付け、消費者が安心してリユース品を利用できるような環境整備の推進も必要。さらに、地域における消費者、事業者、NPO、地方公共団体等の各主体間の連携等のあり方についても検討する。

### PLAN 2 地域循環圏の高度化

#### 循環型社会の仕組みづくり

循環型社会づくりのためには、地域の特性や循環資源の性質に応じて、最適な規模の循環を形成することが重要。そのためには、地域で循環可能な資源はなるべく地域で循環させ、地域での循環が困難なものについては地域間で連携を図りつつ適正な規模の「循環の環」を形成し、重層的な循環型の地域づくりを進める、という「地域循環圏」の考え方を活用することが有益。地域の活性化にもつながるものであり、構築事例を積み重ねていくことが必要。

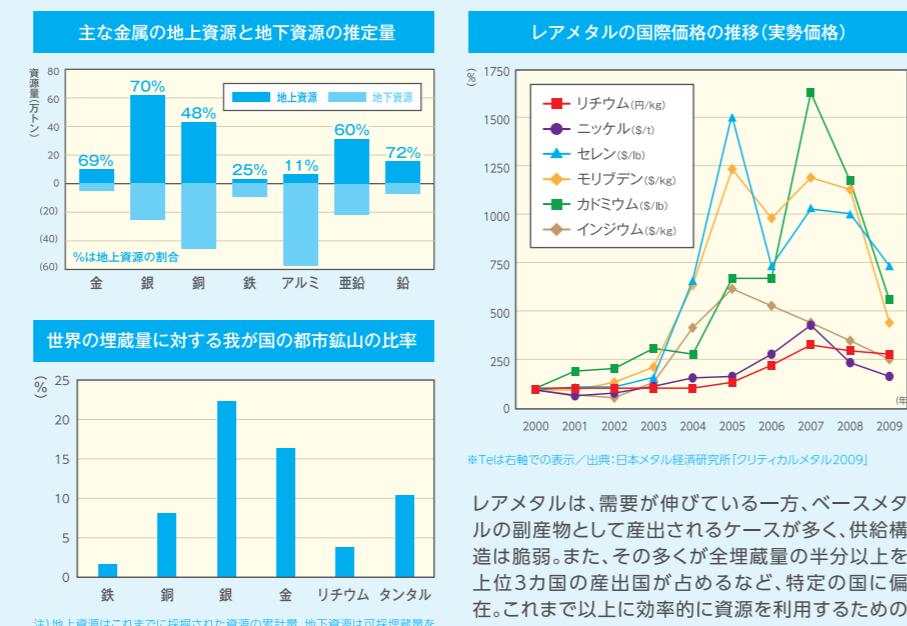


### PLAN 3 循環資源の高度利用と資源確保

#### 資源は地上にも都市にもある

近年、金属資源の価格が高騰する傾向にあるほか、これまで世界全体で採掘した資源の量（地上資源）と、今後採掘が想定される鉱山の埋蔵量（地下資源）を比較すると、金や銀については、既に地下資源よりも地上資源の方が多くなっている。また、我が国に存在する様々な使用済製品の中には、原材料として使用した有用金属が多く含まれており、これらの総量は、海外の大鉱山に匹敵する（都市鉱山【注1】）。

このように、我が国の地上資源をより一層活用していく必要性が高まっているため、平成25年度から新たに始まった小型家電リサイクル制度を中心としつつ、地方公共団体等の支援、普及啓発、各主体の連携促進を実施する等、レアメタルの回収の強化、リサイクルの効率性の向上などを進める。



### PLAN 4 廃棄物等処理における安全・安心の強化

#### 有害物質等を含む廃棄物等の適正処理システムの構築

アスベスト、PCB等の有害物質を含むものについて、適正な管理・処理が確保されるよう体制の充実を図る。また、有害物質情報について、国際的動向を含めて情報交換を行うとともに、関係者間での情報共有・意思疎通が図られるよう、リスク・コミュニケーション【注2】を的確に実施する。



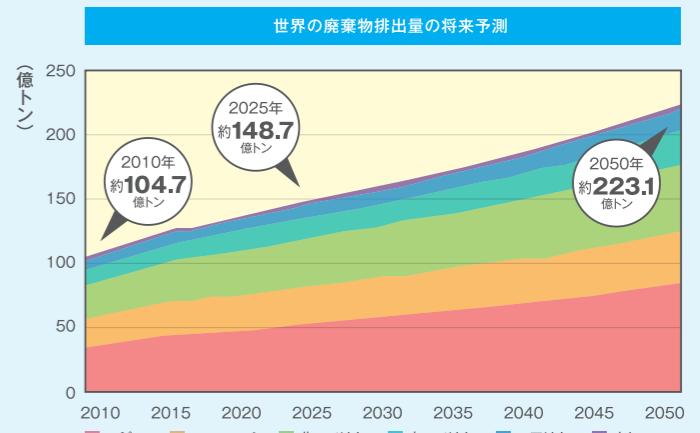
#### 災害時の災害廃棄物処理システムの強化

東日本大震災における対応をしっかりと分析し、現行の震災廃棄物対策指針を全面的に見直し、新たな指針を策定する。大規模災害時に、災害廃棄物を円滑に処理することができるよう、①地方公共団体間の連携の促進、②民間事業者等との連携、③仮置場の確保を促す。

### PLAN 5 国際的取組の推進

#### 3R国際協力と循環産業の海外展開支援の推進

アジアを中心とした経済成長と人口増加に伴って、世界的に廃棄物の発生量が増大し、世界全体の廃棄物発生量は2050年には2010年の2倍以上となる見通し。途上国では、環境汚染が発生している事例も多数報告されており、3Rを含む持続可能な生産と消費に関する取組を推進していくことが、ますます重要となっている。アジアにおける循環型社会の形成については、ハノイ3R宣言が採択されるなど取組が進んでおり、引き続きアジア大洋州3R推進フォーラムを通じた多国間の国際協力の推進、IRP等国際機関との連携、二国間協力や循環産業の海外展開、適正な循環資源の輸出入管理などを通じて、我が国が世界の環境負荷低減に貢献することを目指す。



#### 国内監視体制の強化

廃棄物の輸出入については、廃棄物処理法及びバーゼル法で規制されており、国による許可や確認等の手続が必要。関係省庁が連携して法制度の周知徹底および不法輸出の水際対策の強化を引き続き実施する。



### PLAN 6 東日本大震災への対応

東日本大震災で生じた災害廃棄物については、関係する各主体と連携しながら、東日本大震災に係る災害廃棄物の処理指針（マスター・プラン、平成23年5月環境省公表）と処理工程表（平成25年5月改定）、復興施策に関する事業計画と工程表等に基づき、着実に処理を進める。その際、大量に発生した災害廃棄物・津波堆積物は、できる限りその再生利用を図る。

	事業内容	再生資材	利用量（予定量）
岩手県	海岸・河川堤防復旧事業	コンクリートくず	28万トン
	海岸防護林復旧事業	津波堆積物、コンクリートくず	20万トン
宮城県	漁港復旧事業	コンクリートくず	29万トン
	仮置場造成事業	コンクリートくず	75万トン

[注1]都市鉱山：都市でゴミとして大量に廃棄される家電製品などの中に存在する有用な資源（レアメタルなど）を鉱山に見立てたもの。そこから資源を再生し、有効活用しようというリサイクルの一環となる。地上資源の一つでもある。

[注2]リスク・コミュニケーション：行政、事業者、国民、NGO等の関係するすべての者が、化学物質などによる環境リスクの程度、環境リスクに対する感じ方・考え方、対策などについて、情報を共有しつつ、意見の交換を図り、相互の信頼を築き理解を促進するため、対話を進めていくもの。